

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○背景・経緯</p> <p>平成28年3月に公表した浜松市公共施設等総合管理計画において、「老人福祉センター等高齢者福祉施設については、施設利用の実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討していく」とした。</p> <p>指定管理期間（直営以外の施設）が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、平成30年度末を目途とし方向性を示すこととした。</p> <p>○現状・課題</p> <p>老人福祉センターは、老人福祉法に基づいた施設（老人福祉法第15条第1項）であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することを目的とする（同法第20条の7）とされている。</p> <p>高齢者人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡充や、高齢者の価値観・意識の多様化、利用者の固定化などの背景があり、施設の利用者数は減少している。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○趣旨・目的</p> <p>老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「（仮称）多世代交流センター」へ転換する方針を策定する。</p> <p>○案の公表及び意見募集期間</p> <p>平成30年12月17日（月）から平成31年1月15日（火）まで</p> <p>○案の公表先</p> <p>高齢者福祉課、子育て支援課、教育総務課、市政情報室、区役所、老人福祉センター、子育て支援センター、協働センターなどにて配布</p> <p>市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）</p> <p>○市の考え方公表時期（予定）</p> <p>平成31年3月</p>				
備 考	平成31年5月（予定） 新条例制定				
担当課	高齢者福祉課	担当者	桐谷 豪	電話	4 5 7 - 2 8 8 6

浜松市老人福祉センター等のあり方見直し(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市老人福祉センター等のあり方見直し(案)」とは

老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換する方針を策定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成30年12月17日(月)～平成31年1月15日(火)

3. 案の公表先

高齢者福祉課、子育て支援課、教育総務課、市政情報室(市役所北館2階)、区役所(区振興課、長寿保険課)、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、老人福祉センター、子育て情報センター、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	高齢者福祉課(市役所本館3階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 高齢者福祉課あて
③電子メール	kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-458-4885(高齢者福祉課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成31年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部高齢者福祉課(TEL 053-457-2886)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）

1	基本目標	……P	2
2	見直しに至った背景・経緯	……P	2
3	浜松市の人口の状況	……P	2
4	老人福祉センター等の状況	……P	2
5	利用者アンケート結果	……P	3
6	市民アンケート結果	……P	4
7	統廃合の方針（案）	……P	5
8	新たな利用想定	……P	6
9	統廃合の方針（案）一覧	……P	7
10	スケジュール	……P	7

●資料編

資料 1	総人口・年齢4区分別人口の状況	……P	9
資料 2	総人口・年齢4区分別人口の推計	……P	9
資料 3	老人福祉センターの配置状況	……P	10
資料 4	老人福祉センターの利用状況	……P	11
資料 5	浴室の利用状況	……P	12
資料 6	老人福祉センターに関するアンケート報告書（概要版）	……P	13
資料 7	市民アンケート調査報告書（抜粋）	……P	14
資料 8	市民アンケート調査報告書（抜粋）	……P	16
資料 9	市民アンケート調査報告書（抜粋）	……P	18
資料 10	老人福祉センターに関するアンケート報告書（抜粋）	……P	20
資料 11	老人福祉センターに関するアンケート報告書（抜粋）	……P	21
資料 12	老人福祉センターに関するアンケート報告書（抜粋）	……P	22
資料 13	各老人福祉センターの特徴	……P	23
資料 14	用語解説	……P	30

（注）文中の □印の用語は、資料編「用語解説」に説明を載せてあります。

●意見提出様式（別紙）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換する方針を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に公表された浜松市公共施設等総合管理計画において、「老人福祉センター等高齢者福祉施設については、施設利用の実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討していく」としました。 平成28年9月には、浜松市行政経営諮問会議からの答申において「高齢者福祉施設は今後、高齢者限定の施設として更新せず、他の民間や公共施設への機能移転・複合化を行い、多世代が利用可能な施設とすること」とされました。 直営以外の施設の指定管理期間が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、平成30年度末を目途とし方向性を示すこととしました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターは、老人福祉法に基づき設置することができる施設（老人福祉法第15条第1項）であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする（同法第20条の7）とされています。 高齢者人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡充や、高齢者の価値観・意識の多様化、利用者の固定化などの背景があり、施設の利用者数は減少しています。 老人福祉センターを高齢者及び子育て世代を利用対象に大広間、娯楽室、講座室等は個人や団体に無料で開放し、生きがいと健康づくり、生涯学習、世代間の交流などに利用していただくため、老人福祉センターの機能を継続するとともに子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換することとします。 子育ての経験や人生経験等が豊富な高齢者と子育て世代が交流することにより、子育て世代への支援だけでなく高齢者の生きがいづくりに繋がるなど、相乗効果が期待できることから、高齢者と子育て世代の交流の拠点となる施設とするものです。

見直しの方針（案）

- ・ 高齢者及び子育て世代を利用対象に、大広間、娯楽室、講座室等は個人、団体に無料で開放します。
- ・ 平成31年度末までに、子育て世代の受け入れ体制を整備します。
- ・ 飲酒については、全館禁止とします。
- ・ 浴室は平成31年度末をもって廃止し、多目的に利用できる講座室等へ計画的に改修を行います。
- ・ 雄踏老人福祉会館さつき荘は耐震基準を満たしていないため、平成31年度末をもって廃止します。

案のポイント
（見直し事項など）

施設名称	所在地	方針	
		施設	浴室
①老人福祉センターいたや	中区板屋町	複合化	廃止
②老人福祉センター竜西荘	東区中郡町	複合化	
③老人福祉センター湖東荘	西区和地町	複合化	
④老人福祉センター湖南荘	西区馬郡町	複合化	
⑤舞阪老人福祉センター	西区舞阪町	複合化	
⑥雄踏老人福祉会館さつき荘	西区雄踏町	廃止	
⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘	西区雄踏町	複合化	
⑧舞阪シニアプラザ陽だまり	西区舞阪町	複合化	
⑨老人福祉センター青龍荘	南区青屋町	複合化	
⑩老人福祉センター江之島荘	南区江之島町	複合化	
⑪老人福祉センター可美荘	南区増楽町	複合化	
⑫老人福祉センター萩原荘	北区初生町	複合化	
⑬浜北高齢者ふれあい福祉センター	浜北区小林	複合化	

関係法令・
上位計画など

関係法令：老人福祉法
関連計画：浜松市高齢者保健福祉計画

計画・条例等の
策定スケジュール
（予定）

平成30年12月17日	案の公表・意見募集開始
平成30年12月中旬～	区協議会
平成31年1月15日	意見募集終了
平成31年2月	案の修正・市の考え方の作成
平成31年3月	市議会厚生保健委員会へ報告
	意見募集結果及び市の考え方を公表
平成31年5月	新条例制定

浜松市老人福祉センター等のあり方見直し（案）

1 基本目標

老人福祉センター等を高齢者のみを対象とした施設から、高齢者向けの機能を継続するとともに、子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換する。

2 見直しに至った背景・経緯

平成28年3月に公表された浜松市公共施設等総合管理計画において、「老人福祉センター等高齢者福祉施設については、施設利用の実態を踏まえつつ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、原則として、民間移管、統廃合、他施設との複合化、他の公共・民間施設の活用などを検討していく」としました。

また、平成28年9月には、浜松市行政経営諮問会議からの答申において、「高齢者福祉施設は今後、高齢者限定の施設として更新せず、他の民間や公共施設への機能移転・複合化を行い、多世代が利用可能な施設とすること」とされました。

これらのことから、指定管理者制度を導入している施設の指定管理期間が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据えて、平成30年度末を目途とし、方向性を示すこととしました。

3 浜松市の人口の状況

浜松市の総人口は、減少傾向にあります。年齢4区分別にみると、「0～39歳」「40～64歳」が減少傾向、「65～74歳（前期高齢者）」「75歳以上（後期高齢者）」が増加傾向となっています。**資料1**

今後の推計をみると、総人口は引き続き減少傾向にあり、「0～39歳」の減少傾向と「75歳以上（後期高齢者）」の増加傾向は継続すると見込まれますが、「40～64歳」はほぼ横ばい傾向、「65～74歳（前期高齢者）」は平成33年をピークに減少に転じると見込まれます。**資料2**

4 老人福祉センター等の状況

(1) 老人福祉センター等の法的位置づけ

老人福祉センターは、老人福祉法に基づき設置することができる施設（老人福祉法第15条第1項）であり、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする（同法第20条の7）とされています。浜松市の老人福祉センター等は浜松市老人福祉センター条例により12か所が設置されており、類似施設の舞阪シニアプラザ陽だまりは、浜松市舞阪シニアプラザ陽だまり条例により設置されています。※本稿では以後、浜松市舞阪シニアプラザ陽だまりを含めて老人福祉センターと表

記します。

(2) 老人福祉センターの配置状況

市内には、13か所の老人福祉センターがあります。

これらの老人福祉センターは浜松市内在住の60歳以上を対象とした施設で、主な事業内容は、生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション、老人クラブの援助等の実施です。**資料3**

(3) 老人福祉センターの利用状況

高齢者人口は増加し続けている中、多くの老人福祉センターにおいて近年、利用者が減少しています。平成20年度と平成29年度を比較すると、全ての老人福祉センターにおいて利用者が減少しており、特に浴室を有料化した平成26年度は大きく減少しています。

平成22年度の延べ約64万8千人をピークに、年々減少し平成29年度は延べ約44万5千人とピーク時から約20万人減少しています。**資料4**

(4) 老人福祉センターの浴室利用状況

老人福祉センターにおける浴室の利用者は、使用料がかからなかった平成25年度には延べ約19万人の利用があったものの、有料化した平成26年度は延べ約7万1千人と半数以下に減少しています。

また平成29年度には延べ約5万2千人となり、平成25年度と比較すると72.3%減となりました。1日あたりの平均利用者は男女あわせて17.4人であり、施設によっては1.9人となっています。

平成29年度には利用料金制により浴室を利用する際の費用が200円から100円に減額されましたが、微増という状況です。**資料5**

5 利用者アンケート結果（調査期間：平成30年2月1日（木）～2月11日（日））

老人福祉センターの指定管理期間が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、利用者のニーズを把握・分析のうえ、複合化・統廃合など、これからの施設のあり方について検討するための基礎資料を得ることを目的として、老人福祉センターの利用者へアンケートを行いました。

年齢にかかわらず、施設を誰でも利用できるようにすることについて、「賛成」は65.3%、「反対」は24.5%となっており、「賛成」が40.8ポイント上回っています。

施設を幅広い団体が利用できるようにすることについて、「賛成」は64.6%、「反対」は18.8%と、「賛成」が45.8ポイント上回っています。

老人福祉センターの廃止について、「賛成」は8.0%、「反対」は83.2%と、「反対」が75.2ポイント上回っています。

老人福祉センターの廃止について「賛成」の理由は、「高齢者専用の施設より多世代が

利用できる施設のほうが良い」が28.5%と最も多く、次いで「今後の財政負担を考えると歳出を削減するべきだと思うため」が25.4%との結果となりました。

一方、老人福祉センターの廃止について「反対」の理由は、「今後の財政負担を考えても、高齢者福祉の充実が必要」が36.1%と最も多くなっています。**資料6**

6 市民アンケート結果（調査期間：平成30年6月9日（土）～6月30日（土））

市民アンケートは市政に関する関心やニーズなどを把握し、今後の施策の方向性や、事業展開など行政のさまざまな施策の基礎資料とするため、毎年、広聴広報課で行っているものです。

今回のアンケートは全部で12項目、36問で構成され、うち、老人福祉センターに関する内容は、3問あり、1つ目に認知度及び利用状況、今後の利用可能性、2つ目に、老人福祉センターの今後の方向性、3つ目に、2つ目の問い「老人福祉センターの今後の方向性」の回答理由を伺いました。

1つ目の問い、認知度及び利用状況、今後の利用可能性については、「知っている、現在利用している（対象年齢が来たら利用したい）」（18.5%）と「知っている又は聞いたことはあるが、利用していない（対象年齢が来ても利用しない）」（50.2%）を合わせた『認知度』は68.7%となっており、概ね年齢が高くなるにつれ、『認知度』は高くなる傾向が見られました。**資料7**

2つ目の問い、老人福祉センターの今後の方向性については、「現状維持」、「さらに充実させる」を合わせると60.4%が廃止に否定的であり、「一部の老人福祉センターを廃止する」が34.2%、「すべての老人福祉センターを廃止する」は3.0%となりました。**資料8**

3つ目の問い、前問「老人福祉センターの今後の方向性について」の回答理由については、「高齢者が無料又は安価で利用できる施設であるため」が31.8%、「今後の財政負担を考えても、高齢者福祉の充実が必要だと思うため」が25.5%となり、「一部又は全部を廃止し、高齢者を含む多世代が利用できる施設とした方が良いと思うため」が18.2%となっています。「現状維持」及び「さらに充実させる」と回答した人の90%以上が「高齢者が無料又は安価で利用できる施設であるため」及び「今後の財政負担を考えても、高齢者福祉の充実が必要だと思うため」と回答しており、高齢者福祉の現状維持やさらに充実させることが必要であるとの意見が多数を占めています。

一方で、今後の財政負担等を考慮し、「一部の老人福祉センターを廃止する」、「すべての老人福祉センターを廃止する」という少数意見もありましたが、「一部の老人福祉センターを廃止する」と回答した人のうちの35.6%、「すべての老人福祉センターを廃止

する」と回答した人のうちの50.0%が「一部又は全部を廃止し、高齢者を含む多世代が利用できる施設とした方が良いと思うため」と回答しています。これは今後の財政負担を考慮しての施設廃止ではなく、高齢者のみを対象としない施設へ転換するなど、施設としての存続は必要であると考えている方も多いことがわかります。**資料9**

7 統廃合の方針（案）

（1）複合化

- ① 高齢者及び子育て世代を利用対象に大広間、娯楽室、講座室等は個人や団体に無料で開放し、生きがいと健康づくり、生涯学習、世代間の交流などに利用していただくため、老人福祉センターの機能を継続するとともに子育て世代も利用できる「(仮称)多世代交流センター」へ転換することとします。

子育ての経験や人生経験等が豊富な高齢者と子育て世代が交流することにより、子育て世代への支援だけでなく高齢者の生きがいづくりに繋がるなど、相乗効果が期待できることから、高齢者と子育て世代の交流の拠点となる施設とするものです。

- ② 子育て世代を新たな利用対象とすることから、授乳スペースやおむつ替えスペースを設置し、子育て世代の受け入れ体制を整備します。
- ③ 老人福祉センターでは平成23年から売店での酒類の販売をやめていますが、持ち込みによる飲酒は可能としています。今後、子どもも利用することから、全館で飲酒は禁止とします。
- ④ 浴室は平成31年度末をもって廃止します。利用者アンケートによると、浴室利用状況は、「利用していない」が71.3%であり、これに対し「ほぼ毎回利用する」が7.2%となっております。**資料10**

浴室利用者のみに向けた、入浴する理由については、「銭湯として利用（利用当日は自宅で入浴しない）」が45.9%と最も多くなっています。**資料11**

浴室の廃止については、「賛成」が29.4%と最も多く、次いで「どちらかと言えば賛成またはやむを得ない」が23.2%となっており、「どちらかと言えば賛成またはやむを得ない」も含めると、全体で『賛成意見』が52.6%となっています。

一方、「反対」が20.3%、「どちらかと言えば反対」が12.3%となっており、「どちらかと言えば反対」も含めると、全体で『反対意見』が32.6%となっています。

『賛成意見』と『反対意見』を比較すると、『賛成意見』が『反対意見』を20.0ポイント上回っています。**資料12**

スポーツジムの浴室、日帰り温泉、スーパー銭湯など民間の入浴施設も多数あり、

それぞれ原則的に有料ではありますが、これらのサービスや施設の利用者も多数存在することを考慮すると、老人福祉センターの開設当時と比較して外部環境は大きく変化しており、公共サービスとしての役割は果たせたと考えています。

これらのことから、指定管理者の更新時期である平成31年度末をもって老人福祉センターの浴室は廃止することとし、子育て世代だけでなく、高齢者も含め多目的に利用できる講座室等へ計画的に改修を行います。

(2) 廃止

雄踏老人福祉会館さつき荘は、昭和50年度に旧雄踏町立の保育園として設置され、保育園の統廃合後、改修工事を行い、平成3年度に現在の施設として開館しました。当初の設置から40年以上が経過し、施設及び設備の老朽化も課題となっています。国土交通省の示す耐震基準である構造耐震指標 (Is 値) ≥ 0.6 に対して、当施設は0.45となっており、耐震性が劣る建物とされています。これらのことから、雄踏老人福祉会館さつき荘は利用者の安全を第一に考えて平成31年度末をもって廃止とする方向です。

8 新たな利用想定

(仮称) 多世代交流センターの新たな利用想定は、主に子育て世代の講座室等の貸館利用です。

子育てサークルによるサークル活動、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等による子育てサロン、こども食堂、学習支援、子どもの居場所づくりなど、幅広く利用できることとします。また、指定管理者との契約条項である基本協定により、これまでのような高齢者のみを対象とした講座だけでなく、子育て世代対象の各種講座、高齢者と子育て世代が交流できる講座、多世代が交流できるフェスティバルなどイベントの実施を条件として盛り込むなど、多世代が交流できる仕組みづくりを行います。

9 統廃合の方針（案）一覧

施設名称	所在地	方針	
		施設	浴室
①老人福祉センターいたや	中区板屋町	複合化	廃止
②老人福祉センター竜西荘	東区中郡町	複合化	
③老人福祉センター湖東荘	西区和地町	複合化	
④老人福祉センター湖南荘	西区馬郡町	複合化	
⑤舞阪老人福祉センター	西区舞阪町	複合化	
⑥雄踏老人福祉会館さつき荘	西区雄踏町	廃止	
⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘	西区雄踏町	複合化	
⑧舞阪シニアプラザ陽だまり	西区舞阪町	複合化	
⑨老人福祉センター青龍荘	南区青屋町	複合化	
⑩老人福祉センター江之島荘	南区江之島町	複合化	
⑪老人福祉センター可美荘	南区増楽町	複合化	
⑫老人福祉センター萩原荘	北区初生町	複合化	
⑬浜北高齢者ふれあい福祉センター	浜北区小林	複合化	

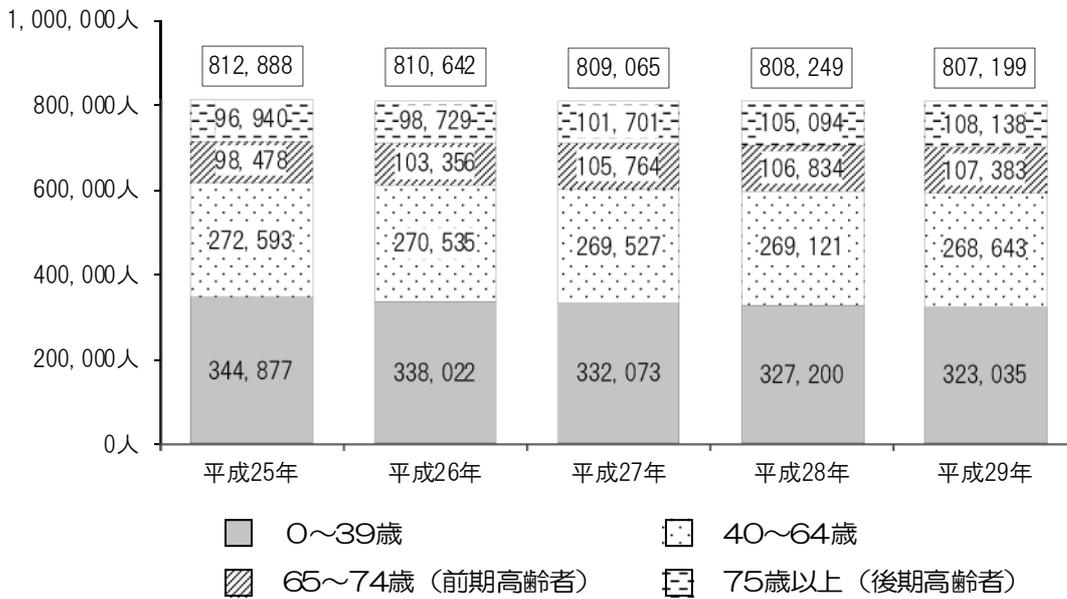
10 スケジュール

年	月	予定	
H30	7	7/25 社会福祉審議会「高齢者福祉専門分科会」（利用者アンケート結果説明）	
	8	8/29 市議会「厚生保健委員会」（利用者アンケート結果説明）	
	10	10/16	市民アンケート結果公表
		10/31	社会福祉審議会「高齢者福祉専門分科会」（見直し案の提示）
	11	11/27 社会福祉審議会「高齢者福祉専門分科会」（パブリック・コメント実施報告）	
	12	12/ 5	市議会「厚生保健委員会」（見直し案の提示）
		12/17	パブリック・コメント（案の公表・意見募集開始）
12/中旬～		区協議会（見直し案の提示）	
H31	1	1/15 パブリック・コメント（意見募集終了）	
	2	社会福祉審議会「高齢者福祉専門分科会」（案の最終報告）	
	3	市議会「厚生保健委員会」（案の最終報告）	
	5	老人福祉センター条例等の廃止及び新条例の制定	
	7	次期指定管理者公募	
	11	次期指定管理者決定（議決）	
H32	4	次期指定管理者による（仮称）多世代交流センターの運営	

<資料編>

《総人口・年齢4区分別人口の状況》

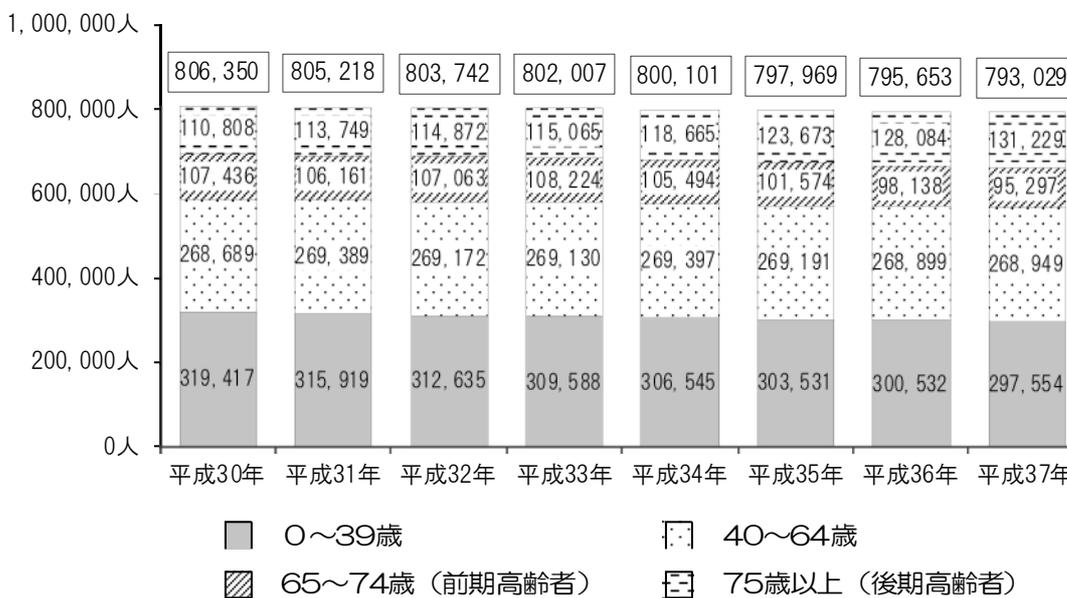
資料 1



資料：浜松市「住民基本台帳（各年10月1日現在）」

《総人口・年齢4区分別人口の推計》

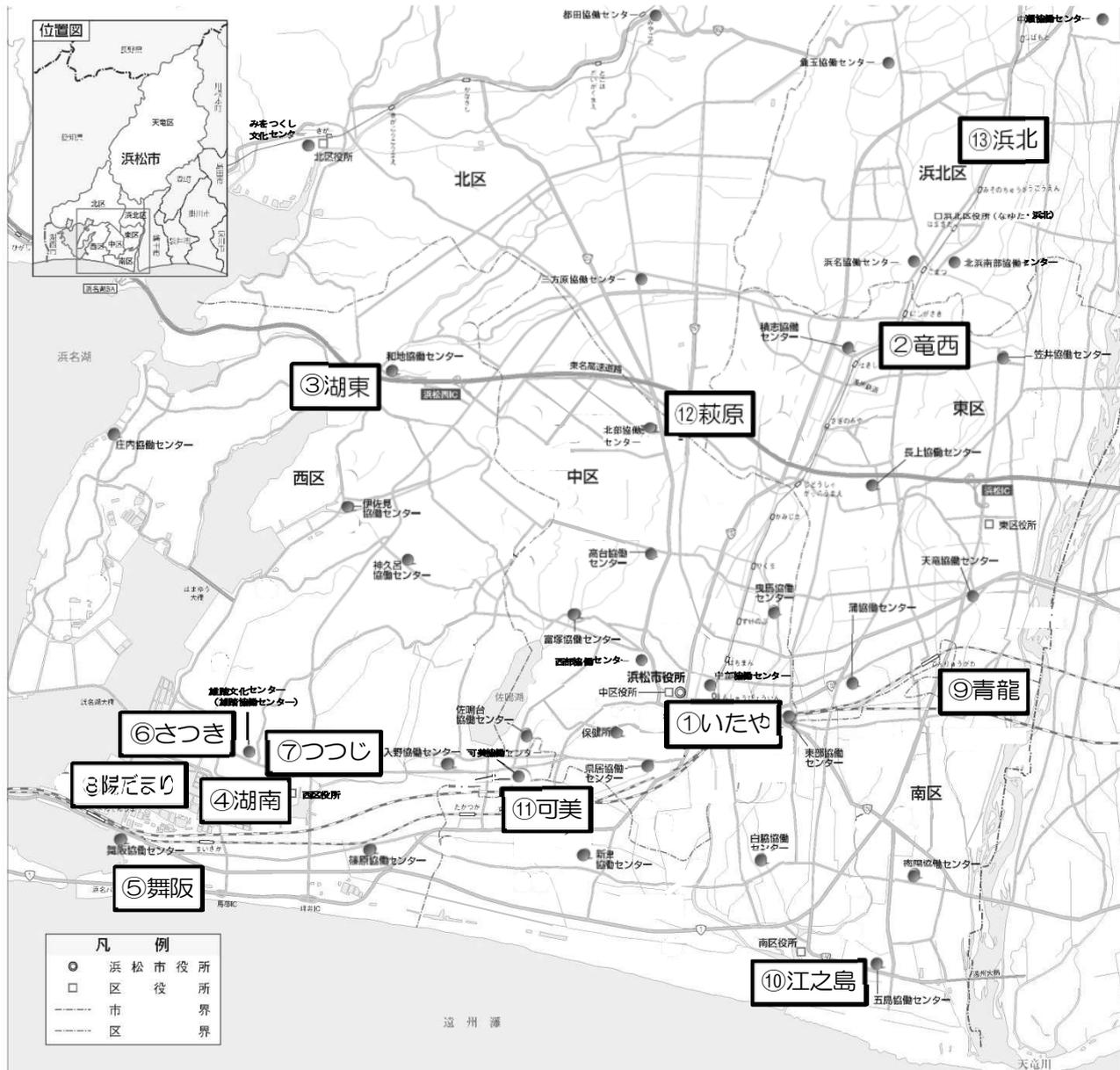
資料 2



資料：浜松市「住民基本台帳（各年10月1日現在）」を基にコーホート変化率法を使用して推計

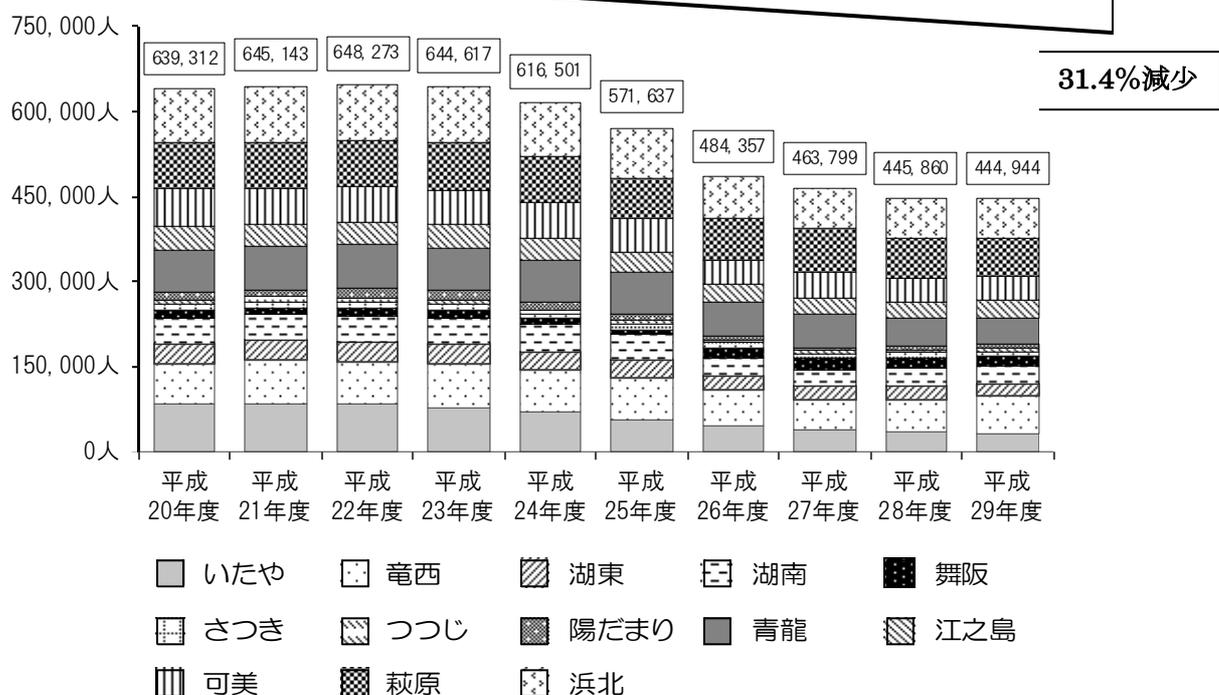
《老人福祉センターの配置状況》

施設名称	所在地	総延べ床面積	開設年度
①老人福祉センターいたや	中区板屋町596	748.96m ²	平成13年度
②老人福祉センター竜西荘	東区中郡町684-1	1,803.52m ²	昭和63年度
③老人福祉センター湖東荘	西区和地町1833-1	1,063.03m ²	昭和46年度
④老人福祉センター湖南荘	西区馬郡町3805-1	1,761.36m ²	昭和60年度
⑤舞阪老人福祉センター	西区舞阪町舞阪2668-349	766.90m ²	昭和58年度
⑥雄踏老人福祉会館さつき荘	西区雄踏町宇布見9279-1	915.97m ²	平成3年度
⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘	西区雄踏町宇布見4720	344.77m ²	平成3年度
⑧舞阪シニアプラザ陽だまり	西区舞阪町弁天島2658-19	290.30m ²	平成13年度
⑨老人福祉センター青龍荘	南区青屋町300	1,752.96m ²	平成15年度
⑩老人福祉センター江之島荘	南区江之島町606	1,134.21m ²	昭和55年度
⑪老人福祉センター可美荘	南区増楽町1645-1	1,501.66m ²	平成4年度
⑫老人福祉センター萩原荘	北区初生町1	1,529.89m ²	平成3年度
⑬浜北高齢者ふれあい福祉センター	浜北区小林1272-1	2,301.63m ²	平成11年度



《老人福祉センターの利用状況》

延べ人数 (人)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
①いたや	83,900	84,899	83,342	77,436	70,935	57,397	44,550	38,746	35,108	32,504
②竜西	70,844	75,485	75,168	77,464	73,545	72,209	62,601	52,828	57,332	66,256
③湖東	33,647	35,708	33,654	33,538	31,262	31,131	24,958	24,463	24,039	20,612
④湖南	46,360	45,763	48,216	47,773	49,114	45,080	33,482	28,607	30,654	32,355
⑤舞阪	15,064	11,802	12,063	11,787	9,769	9,813	18,244	20,779	19,230	18,192
⑥さつき	10,444	11,720	11,287	10,867	9,546	10,810	9,253	7,698	7,849	7,050
⑦つつじ	8,812	9,800	8,809	7,462	6,178	5,495	4,972	5,312	5,139	5,462
⑧陽だまり	11,111	11,622	17,753	17,930	12,278	9,697	5,743	5,996	5,462	5,864
⑨青龍	74,963	74,676	74,246	74,716	76,340	74,151	61,004	57,592	50,098	48,681
⑩江之島	43,354	40,825	38,866	40,286	38,541	37,369	31,235	29,417	29,469	30,773
⑪可美	64,647	63,091	64,790	63,545	63,240	60,092	43,016	46,337	43,108	41,437
⑫萩原	81,364	82,185	79,727	82,693	79,823	67,387	71,730	75,362	67,761	68,907
⑬浜北	94,802	97,567	100,352	99,120	95,930	91,006	73,569	70,662	70,611	66,851
合計	639,312	645,143	648,273	644,617	616,501	571,637	484,357	463,799	445,860	444,944

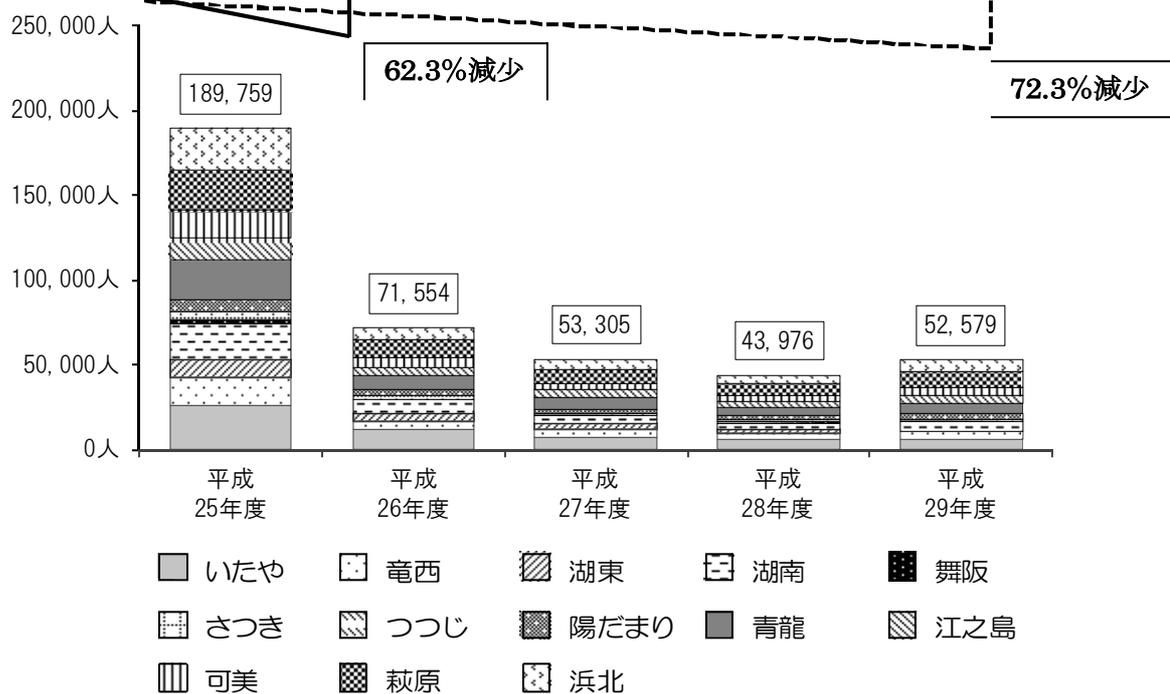


31.4%減少

※①老人福祉センターいたやは、平成24年度まではゲートシステムによるカウントを行っていたため、1日に複数回利用した場合に複数集計されていました。平成25年度からはカウント方法を改善したため、人数が減少しています。
 ※⑤舞阪老人福祉センターは、平成25年度までは団体利用の場合は1と計上していましたが、平成26年度以降は実人数で計上しています。
 資料：浜松市 高齢者福祉課調べ

《浴室の利用状況》

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
使用料	無料		200 円						100 円 ※⑤⑥は 200 円	
	延べ利用者 (人)	1日あたり利用者 (人)	延べ利用者 (人)	1日あたり利用者 (人)	延べ利用者 (人)	1日あたり利用者 (人)	延べ利用者 (人)	1日あたり利用者 (人)	延べ利用者 (人)	1日あたり利用者 (人)
①いたや	26,101	85.3	11,358	36.9	7,671	25.0	5,695	18.5	6,243	20.2
②竜西	16,686	54.9	5,685	18.5	4,106	14.6	3,908	12.7	5,082	16.4
③湖東	10,493	34.1	4,217	13.6	3,001	9.7	2,168	8.0	—	—
④湖南	20,467	69.4	7,626	24.7	4,676	18.8	3,792	16.2	5,568	18.3
⑤舞阪	2,903	16.0	1,118	5.9	791	4.4	813	4.2	262	3.2
⑥さつき	4,899	16.0	2,161	7.0	995	3.3	857	2.8	598	1.9
⑦つつじ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧陽だまり	7,119	26.5	2,929	18.0	2,771	14.1	2,371	8.9	3,019	16.6
⑨青龍	23,504	77.1	9,150	29.7	7,229	23.5	5,514	18.3	6,458	21.0
⑩江之島	12,214	40.4	4,136	13.4	3,720	12.1	2,811	9.1	4,521	14.6
⑪可美	16,772	56.5	5,656	19.8	3,919	13.3	3,651	11.8	5,102	16.5
⑫萩原	24,068	84.2	10,946	36.4	8,616	28.1	7,569	24.6	9,596	32.4
⑬浜北	24,533	79.9	6,572	25.0	5,810	18.8	4,827	15.7	6,130	20.8
合計	189,759	54.7	71,554	21.3	53,305	15.9	43,976	12.9	52,579	17.4



※③老人福祉センター湖東荘は、平成29年2月15日から浴室を休止しています。
 ※⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘は、平成15年度から浴室を休止しています。
 資料：浜松市 高齢者福祉課調べ

～ 老人福祉センターに関するアンケート報告書（概要版） ～

（1）調査概要

○目的

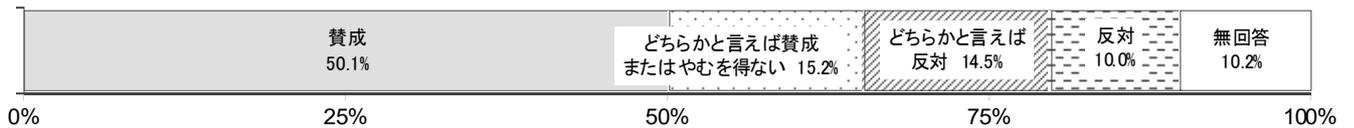
老人福祉センター等の指定管理期間が平成29年度から平成31年度までの3年間であることから、次期指定管理者の更新を見据え、利用者のニーズを把握・分析のうえ、複合化・統廃合など、これからの施設のあり方について検討するための基礎資料を得ること

○調査方法・回収状況

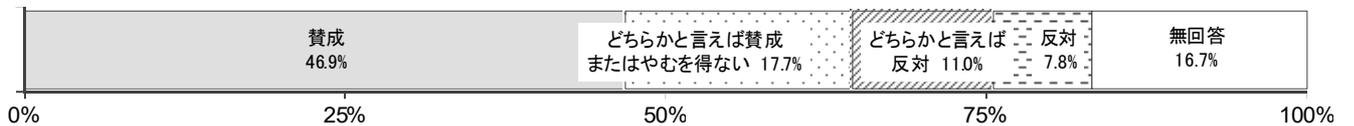
- ・調査期間：平成30年2月1日（木）～平成30年2月11日（日）のうち連続6日間
- ・調査対象：調査期間中に来館した各老人福祉センター等の利用者
- ・調査方法：利用者による自記入（利用期間中、複数回利用した人は1回のみ回答）
- ・有効回収数：2,843票

（2）調査結果

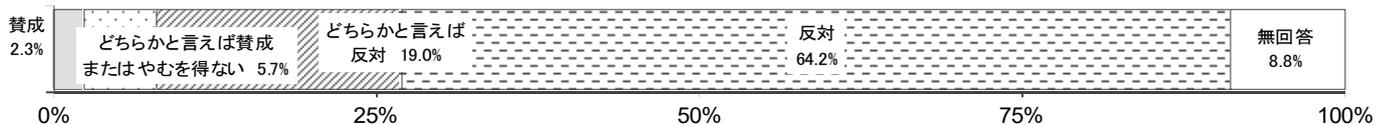
①年齢制限をなくすことについて（賛成65.3%、反対24.5%、無回答10.2%）



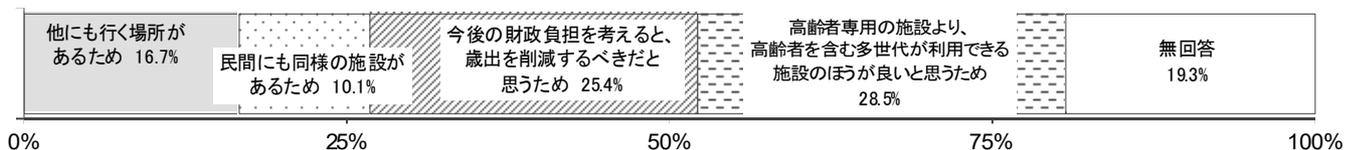
②子育て、障害者、子どもなど幅広い団体が利用できるようにすることについて（賛成64.6%、反対18.8%、無回答16.7%）



③老人福祉センターの廃止について（賛成8.0%、反対83.2%、無回答8.8%）



③-1賛成理由（高齢者専用の施設より多世代が利用できる施設のほうが良い 28.5%）



③-2反対理由（今後の財政負担を考えても、高齢者福祉の充実が必要 36.1%）



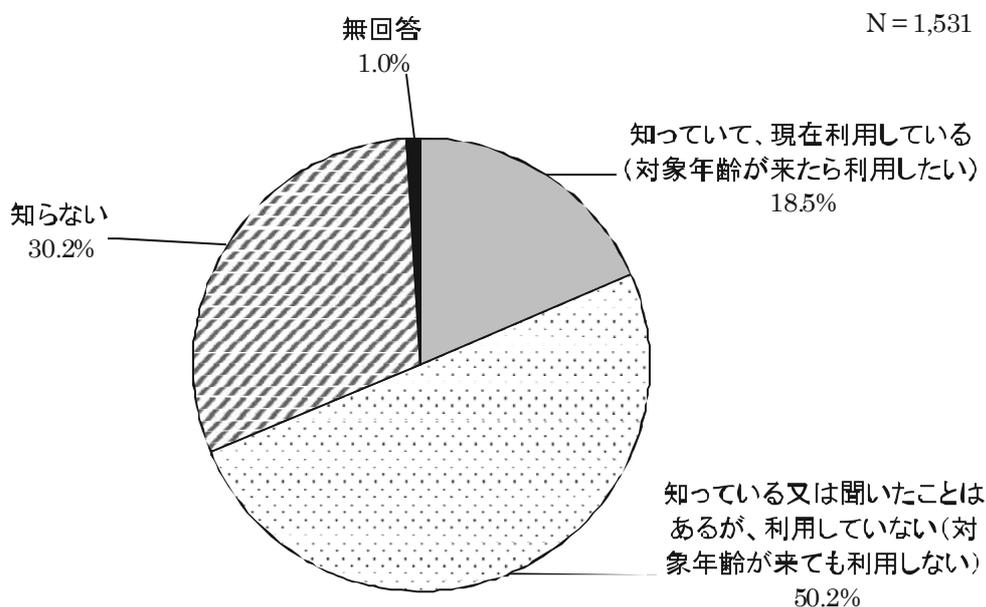
9 老人福祉センターについて

問 23 あなたは「老人福祉センター※」をご存じですか。また、利用していますか。

（1つだけ○を付けてください）

※老人福祉センターは、60歳以上の方が無料（風呂のみ1回100円～200円）で、同好会活動、健康器具（マッサージチェア、ヘルストロンなど）、カラオケ、風呂などの利用ができる高齢者福祉施設です。老人福祉センター遊覧車などの「荘、ふれあい福祉センター、シニアプラザ」の名称があります。

「老人福祉センター」の『認知度』は68.7%

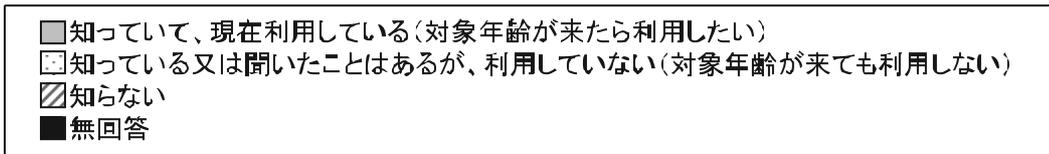
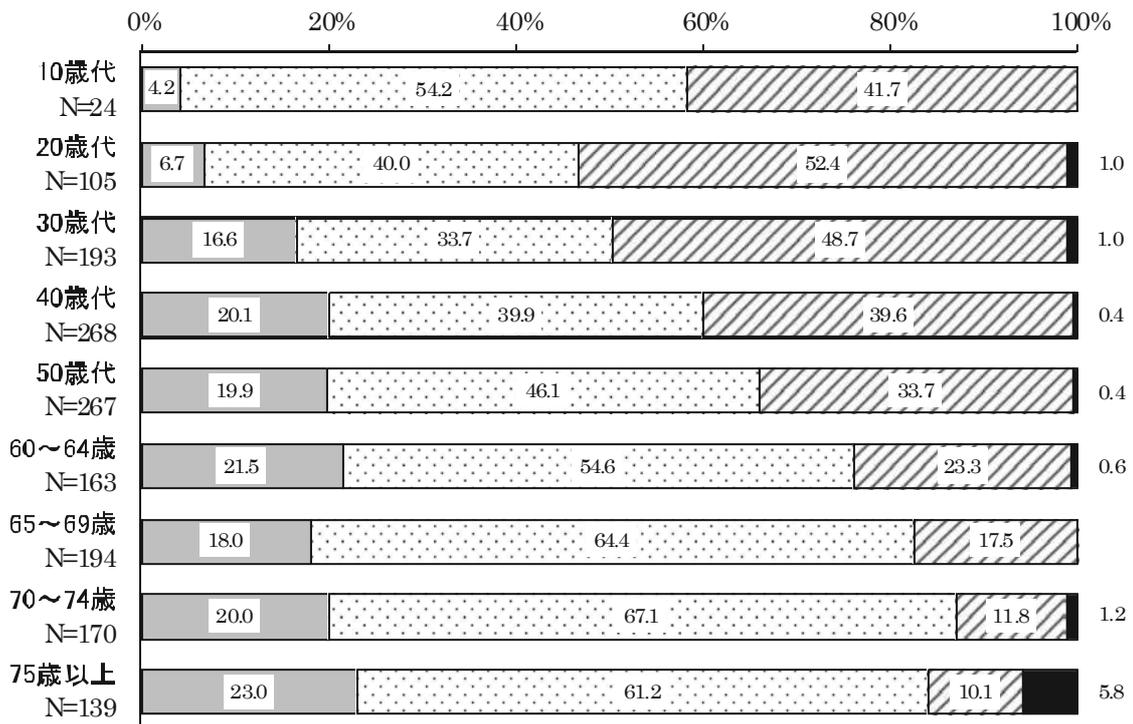


「知っている、現在利用している（対象年齢が来たら利用したい）」（18.5%）と「知っている又は聞いたことはあるが、利用していない（対象年齢が来ても利用しない）」（50.2%）を合わせた『認知度』は68.7%となった。ただし、知っているでも利用していない、又は対象年齢が来ても利用しないといった、利用に消極的な意見は全体の約半数、知っている人のなかでは7割を超える結果となった。

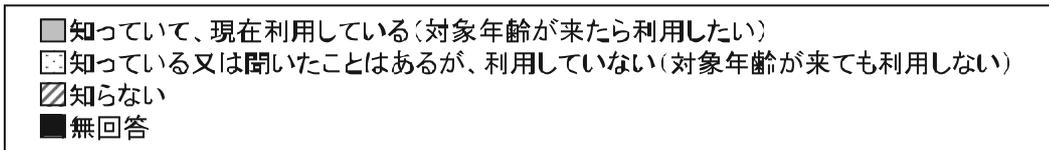
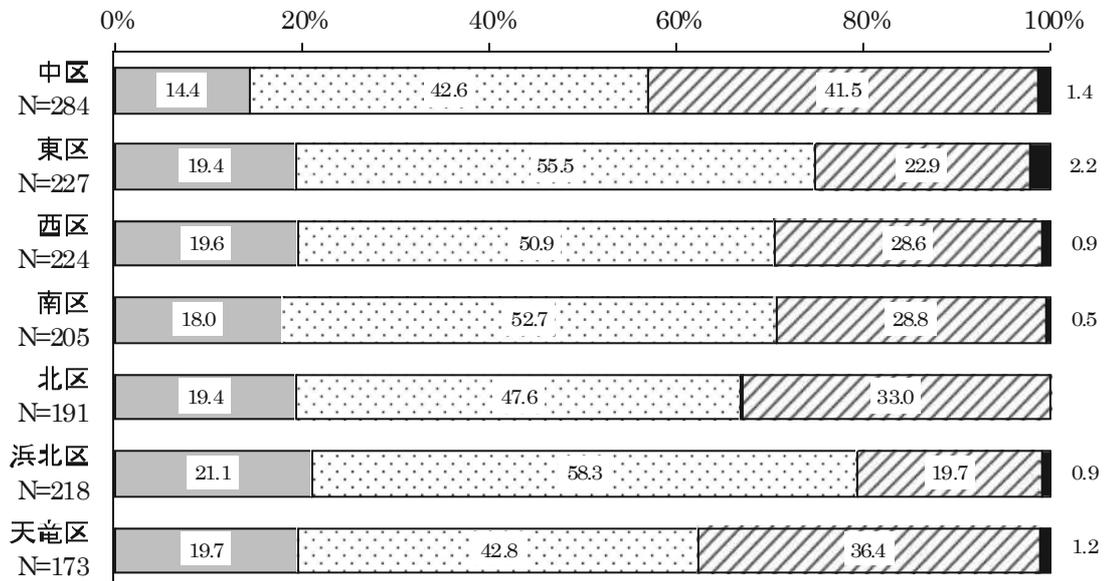
年齢別で見ると、概ね年齢が高くなるにつれ、『認知度』は高くなる傾向が見られた。また、老人福祉センターを利用できる60歳代以上では、「知っている、現在利用している」は20.4%、「知っている又は聞いたことはあるが、利用していない」は62.0%、「知らない」が15.9%であった。老人福祉センターの利用対象年齢に達していない10歳代から50歳代では「対象年齢が来たら利用したい」が17.2%、「対象年齢が来ても利用しない」が40.8%であった。

行政区別で見ると、中区を除く6区では「知っている、現在利用している」が約20%であったが、中区では14.4%となり、「知らない」が41.5%と最も高くなった。

【年齢別】

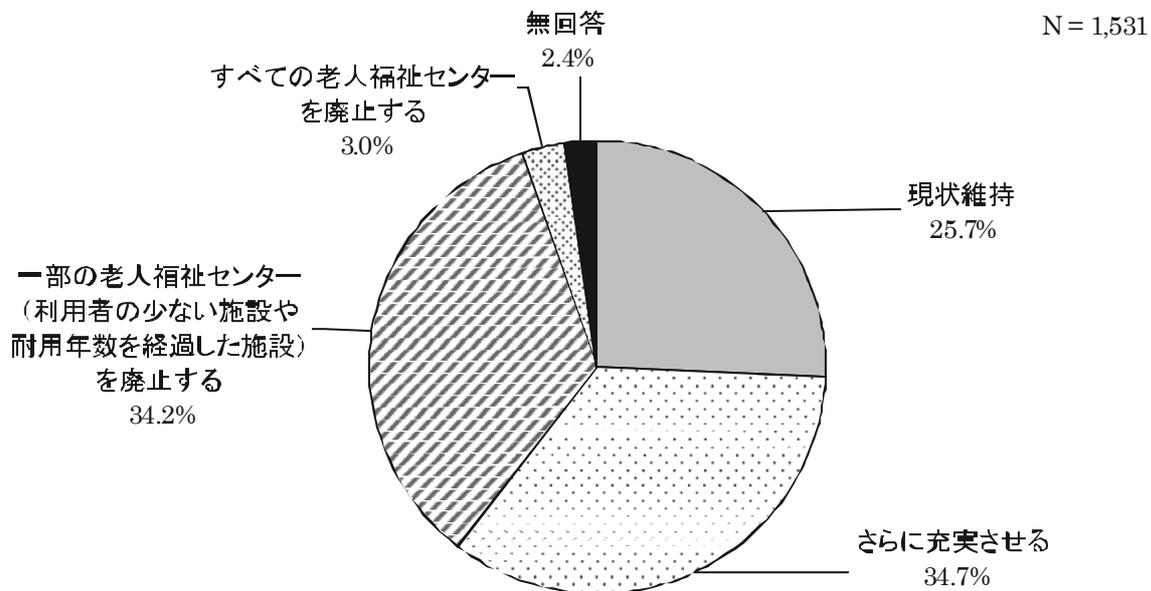


【行政区別】



問 24 老人福祉センターは、高齢者の生きがいづくりなどの場として活用されていますが、利用者数は減少傾向にあります。あなたは、老人福祉センターの今後の方向性についてどのように考えますか。（1つだけ○を付けてください）

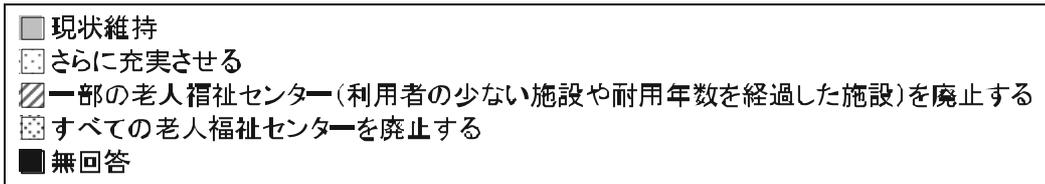
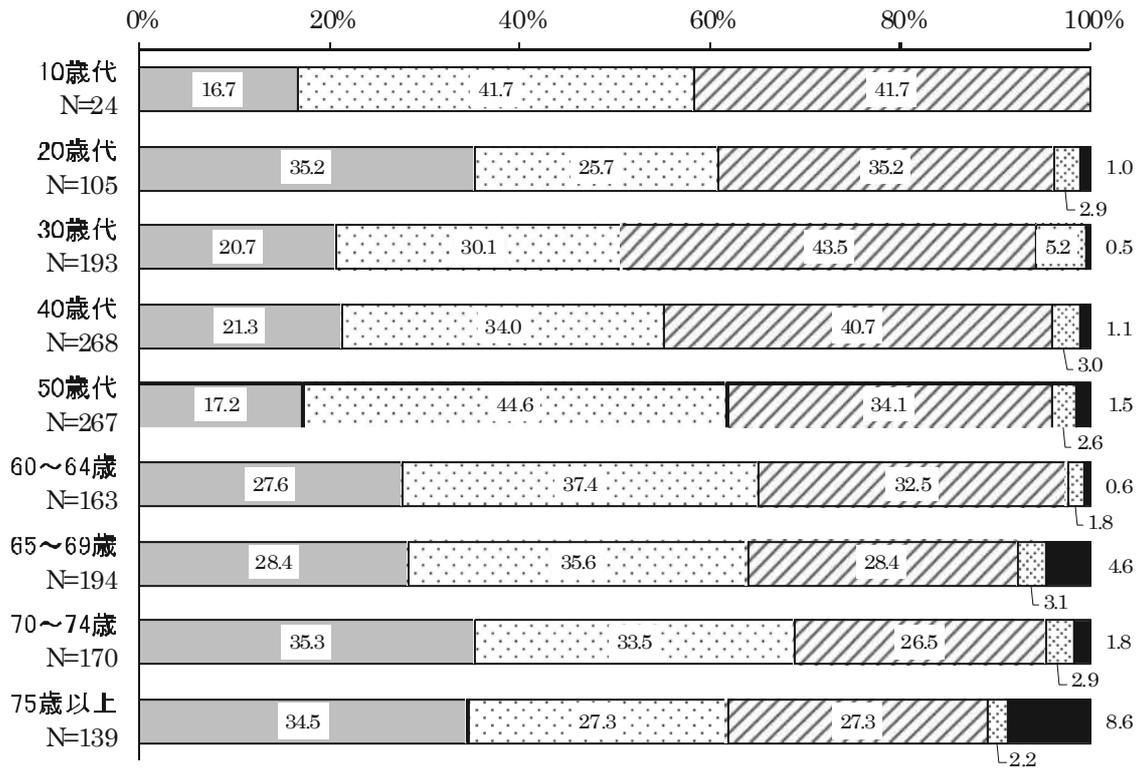
今後の方向性は「現状維持」、「さらに充実させる」が60.4%



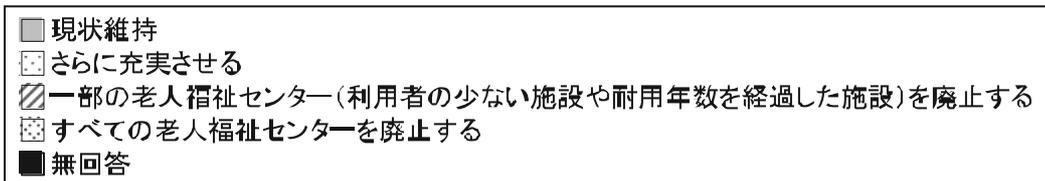
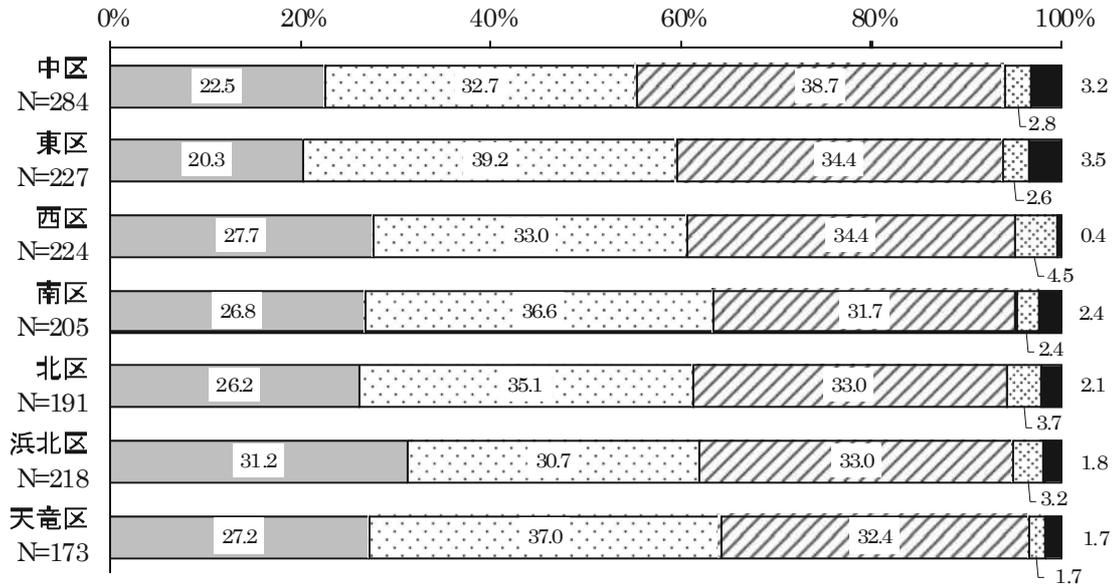
老人福祉センターの利用者数は減少傾向にある中で、「現状維持」、「さらに充実させる」を合わせると60.4%が廃止に否定的であり、「すべての老人福祉センターを廃止する」は3.0%であった。また、「一部の老人福祉センター（利用者の少ない施設や耐用年数を経過した施設）を廃止する」が34.2%となっている。

年齢別で見ると、「一部の老人福祉センターを廃止する」、「すべての老人福祉センターを廃止する」を合わせた回答割合は、30歳代が48.7%と最も高く、年齢が高くなるにつれ低くなり、75歳以上では29.5%となった。概ね年齢が高くなるにつれ老人福祉センターの廃止には否定的な傾向がみられた。

【年齢別】

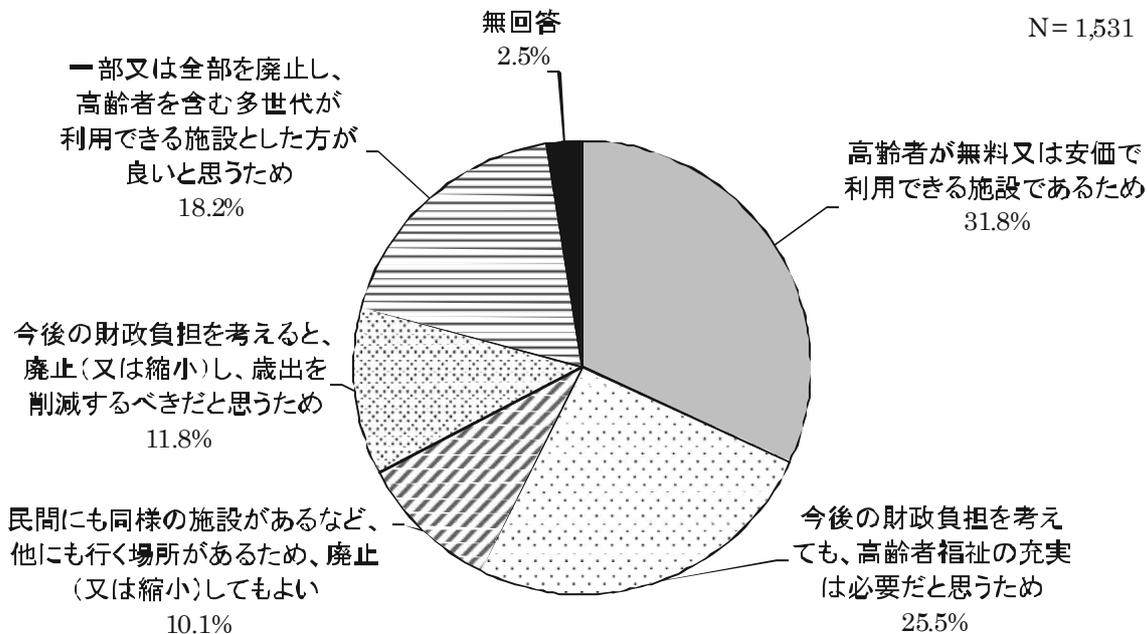


【行政区別】



問 25 問 24 であなたが回答した理由のうち、一番近いお気持ちを教えてください。
 （1つだけ○を付けてください）

高齢者のみを対象としない施設への転換を含め、75.5%が施設の存続が必要と考えている



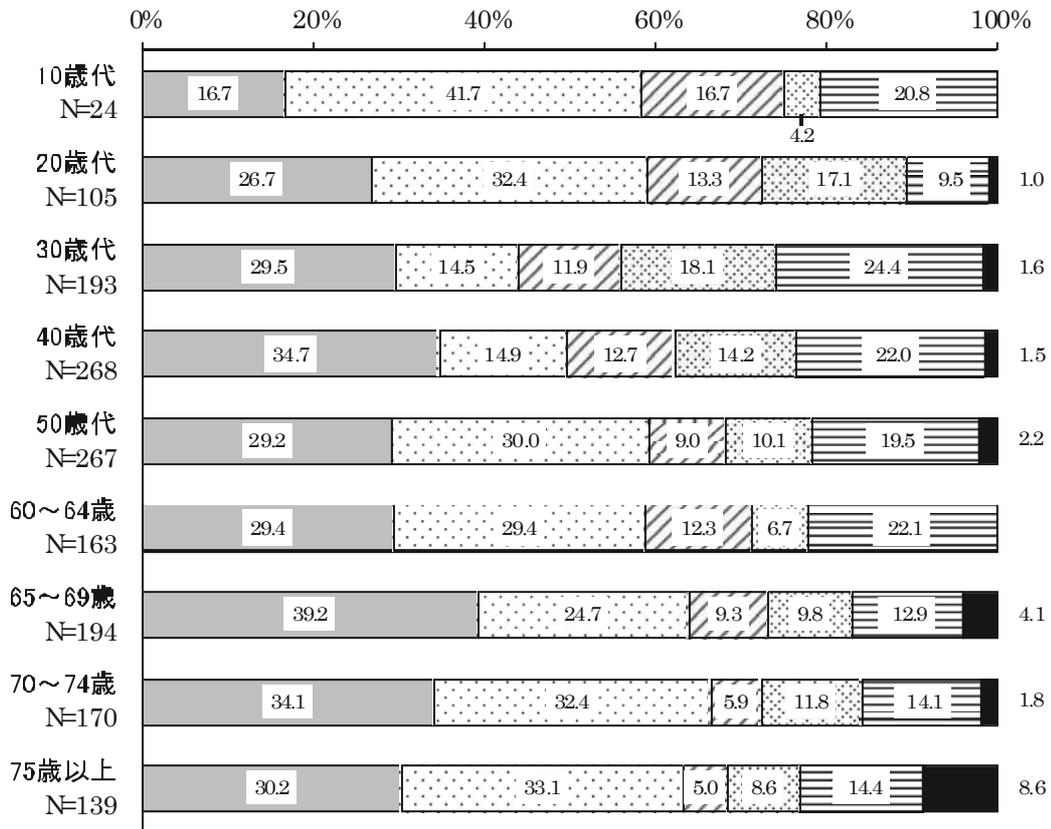
「高齢者が無料又は安価で利用できる施設であるため」(31.8%)、「今後の財政負担を考えた場合でも、高齢者福祉の充実が必要だと思うため」(25.5%)、「一部又は全部を廃止し、高齢者を含む多世代が利用できる施設とした方が良いと思うため」(18.2%)となった。

問 24 で「一部の老人福祉センターを廃止する」と回答した人では 35.6%が、「すべての老人福祉センターを廃止する」と回答した人では 50.0%が「一部又は全部を廃止し、高齢者を含む多世代が利用できる施設とした方が良いと思うため」と回答しており、今後の財政負担を考慮しての施設廃止ではなく、高齢者のみを対象としない施設へ転換するなど、施設としての存続は必要であると考えている。

年齢別で見ると、10 歳代及び 50 歳代以上の約 8 割が施設の存続は必要であると考えており、全体では 75.5%が施設の存続は必要であると考えている。

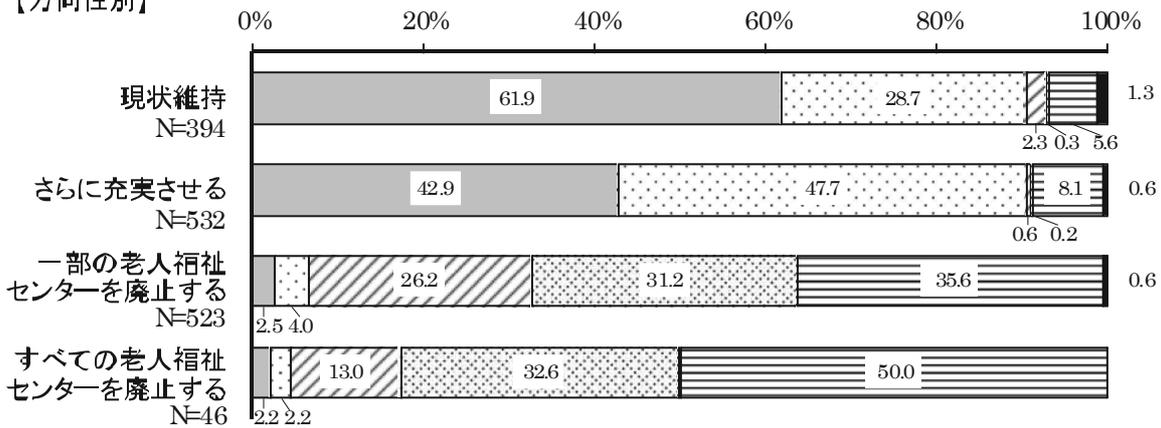
問 23～25 の調査結果から、高齢者施設としての老人福祉センターは「現状維持」、「さらに充実させる」という意見が多くを占めたものの、一方で、今後の財政負担等を考慮し、「一部の老人福祉センターを廃止する」、「すべての老人福祉センターを廃止する」という意見もあった。施設利用の実態を踏まえ、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、今後のあり方を引き続き検討する。

【年齢別】



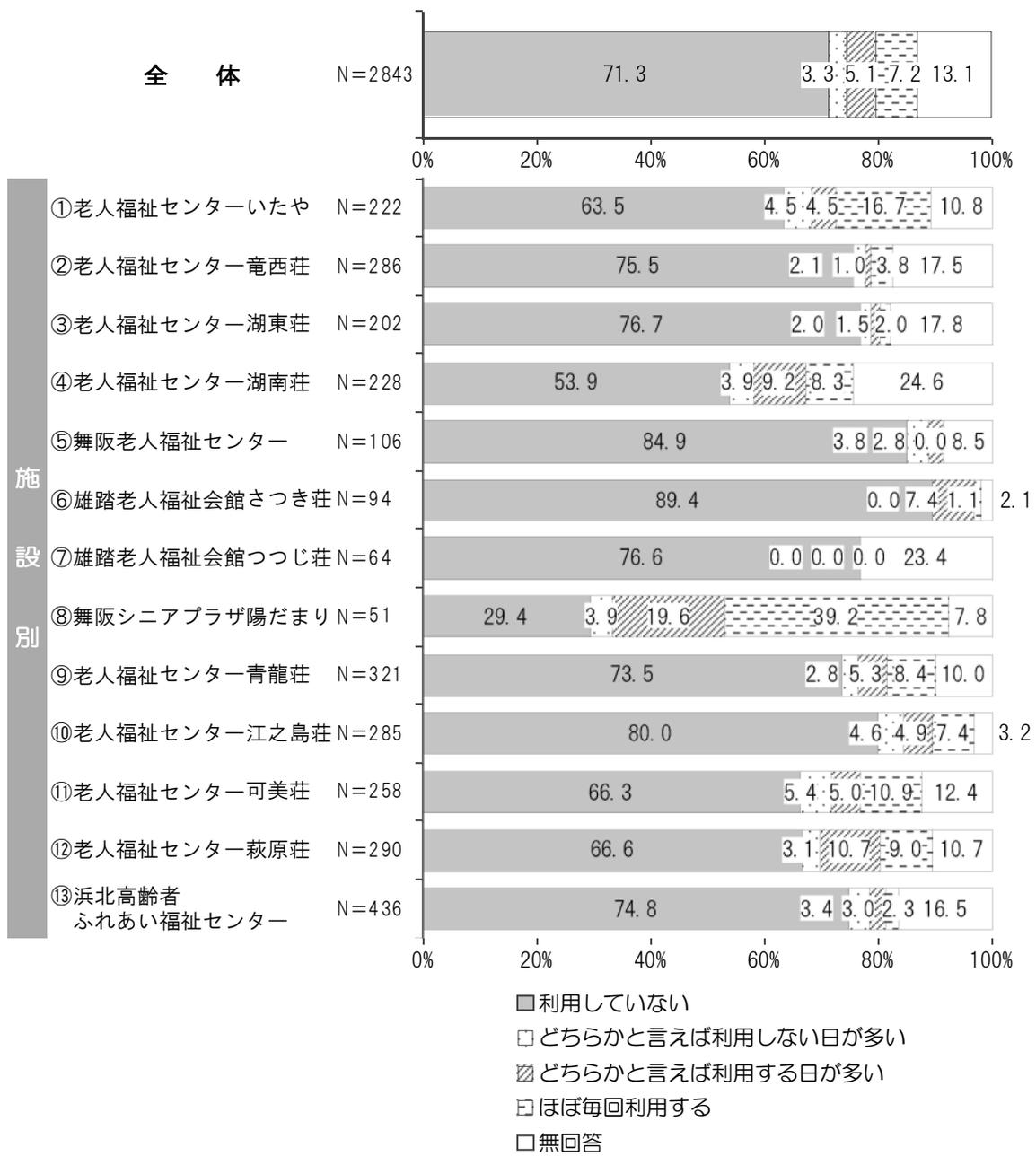
- 高齢者が無料又は安価で利用できる施設であるため
- ▨ 今後の財政負担を考慮しても、高齢者福祉の充実が必要だと思うため
- ▧ 民間にも同様の施設があるなど、他にも行く場所があるため、廃止(又は縮小)してもよい
- ▩ 今後の財政負担を考えると、廃止(又は縮小)し、歳出を削減すべきだと思うため
- ▨ 一部又は全部を廃止し、高齢者を含む多世代が利用できる施設とした方が良いと思うため
- 無回答

【方向性別】



- 高齢者が無料又は安価で利用できる施設であるため
- ▨ 今後の財政負担を考慮しても、高齢者福祉の充実が必要だと思うため
- ▧ 民間にも同様の施設があるなど、他にも行く場所があるため、廃止(又は縮小)してもよい
- ▩ 今後の財政負担を考えると、廃止(又は縮小)し、歳出を削減すべきだと思うため
- ▨ 一部又は全部を廃止し、高齢者を含む多世代が利用できる施設とした方が良いと思うため
- 無回答

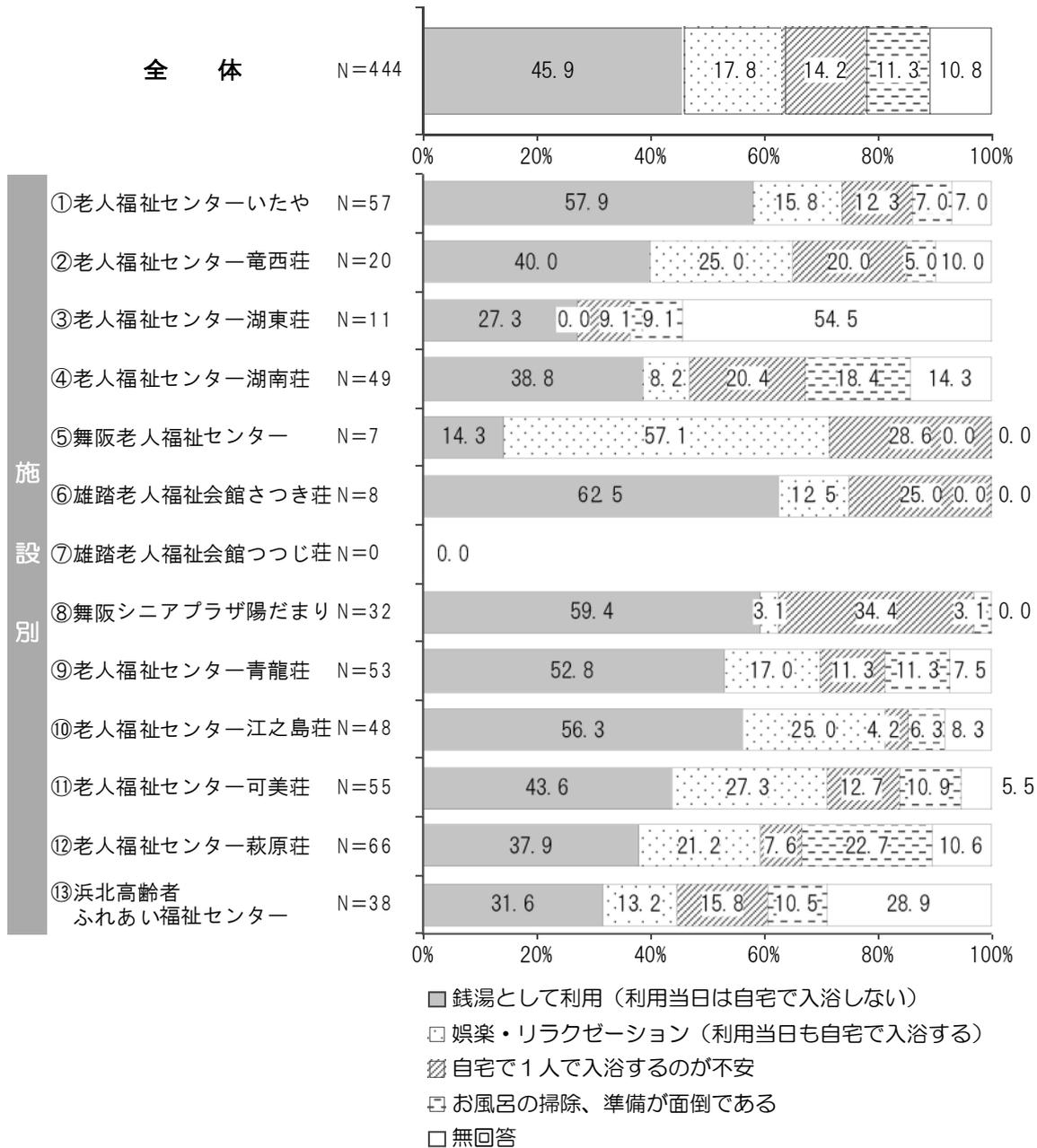
問 お風呂を利用していますか。（〇は1つ）



※③老人福祉センター湖東荘は、平成29年2月15日から浴室を休止しています。
 ※⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘は、平成15年度から浴室を休止しています。

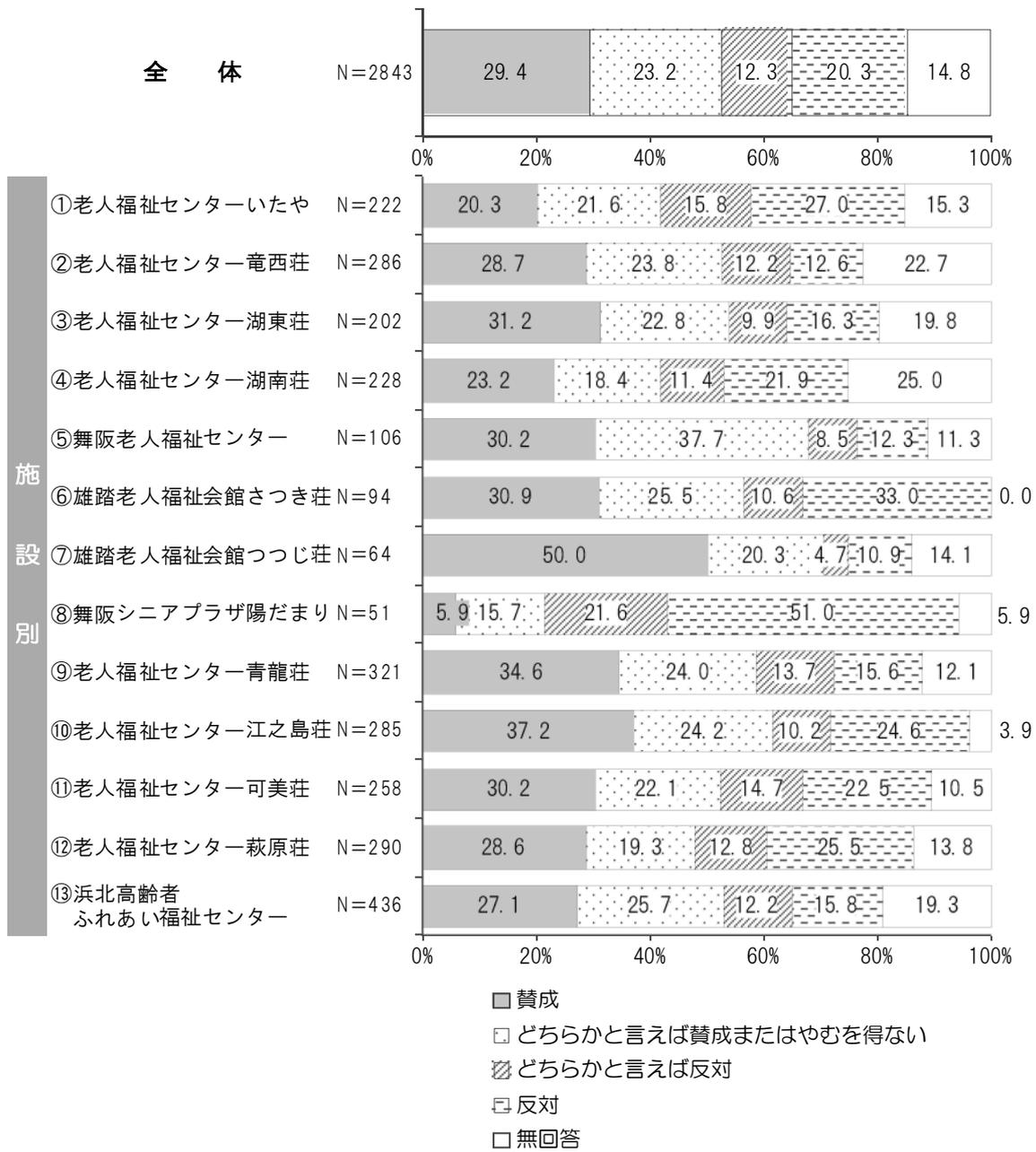
■「どちらかと言えば利用しない日が多い」「どちらかと言えば利用する日が多い」「ほぼ毎回利用する」と回答した方にお聞きします。「どちらかと言えば利用しない日が多い」「どちらかと言えば利用する日が多い」「ほぼ毎回利用する」と回答した方にお聞きします。

問 お風呂を利用している理由を教えてください。（○は主なもの1つ）



※③老人福祉センター湖東荘は、平成29年2月15日から浴室を休止しているため、「無回答」が多いことが想定されます。
 ※⑦雄踏老人福祉会館つつじ荘は、平成15年度から浴室を休止しています。

問 老人福祉センターからお風呂を廃止することについてどう思いますか。
 (〇は1つ)



各老人福祉センターの特徴

(1) 老人福祉センターいたや

基本情報

施設種別	A型	
所在地	中区板屋町596	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成13年2月	
開設年月	平成13年4月	
総延べ床面積	748.96㎡	
敷地面積	829.23㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	なし	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「浜松」・循環まちバスく・る・る「いきいきプラザ」	

(2) 老人福祉センター竜西荘

基本情報

施設種別	特A型	
所在地	東区中郡町684-1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	昭和63年3月	
開設年月	昭和63年4月	
総延べ床面積	1,803.52㎡	
敷地面積	7,174.71㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：株式会社 ヤタロー（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	遠鉄「遠州西ヶ崎」・遠鉄バス蒲線「上大瀬公会堂」	

(3) 老人福祉センター湖東荘

基本情報

施設種別	A型	
所在地	西区和地町1833-1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	昭和46年3月	
開設年月	昭和46年6月	
総延べ床面積	1,063.03㎡	
敷地面積	5,931.72㎡	
入浴設備	休止	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「高塚」・遠鉄バス館山寺線「和地」	

(4) 老人福祉センター湖南荘

基本情報

施設種別	特A型	
所在地	西区馬郡町3805-1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	昭和60年3月	
開設年月	昭和60年4月	
総延べ床面積	1,761.36㎡	
敷地面積	16,570.56㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「舞阪」・遠鉄バス志都呂宇布見線「湖南高校入口」	

(5) 舞阪老人福祉センター

基本情報

施設種別	A型	
所在地	西区舞阪町舞阪2668-349	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	昭和58年9月	
開設年月	昭和58年9月	
総延べ床面積	766.90㎡	
敷地面積	1,703.05㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	管理運営委託：公益社団法人 浜松市シルバー人材センター	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「舞阪」・遠鉄バス浜名線「舞阪灯台」	

(6) 雄踏老人福祉会館さつき荘

基本情報

施設種別	A型	
所在地	西区雄踏町宇布見9279-1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	昭和50年7月 ※旧雄踏町立の保育園として設置	
開設年月	平成3年11月	
総延べ床面積	915.97㎡	
敷地面積	2,575.98㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	管理運営委託：公益社団法人 浜松市シルバー人材センター	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「舞阪」・遠鉄バス志都呂宇布見線・大久保線「白山橋」	

(7) 雄踏老人福祉会館つつじ荘

基本情報

施設種別	B型	
所在地	西区雄踏町宇布見4720	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成3年10月	
開設年月	平成3年11月	
総延べ床面積	344.77㎡	
敷地面積	1,091.00㎡	
入浴設備	休止	
駐車場	あり	
管理手法	管理運営委託：公益社団法人 浜松市シルバー人材センター	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「舞阪」・遠鉄バス志都呂宇布見線「小山中」	

(8) 舞阪シニアプラザ陽だまり

基本情報

施設種別	—	
所在地	西区舞阪町弁天島2658-19	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成13年3月	
開設年月	平成13年4月	
総延べ床面積	290.30㎡	
敷地面積	1,527.51㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	健康の増進、介護予防、教養の向上及びレクリエーションの実施	
最寄駅・バス停	JR「弁天島」・遠鉄バス浜名線「弁天島温泉」	

(9) 老人福祉センター青龍荘

基本情報

施設種別	A型	
所在地	南区青屋町300	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成15年3月	
開設年月	平成15年4月	
総延べ床面積	1,752.96㎡	
敷地面積	10,696.19㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「天竜川」・遠鉄バス鶴見線「いきいきプラザ天竜川」	

(10) 老人福祉センター江之島荘

基本情報

施設種別	A型	
所在地	南区江之島町606	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	昭和55年3月	
開設年月	昭和55年7月	
総延べ床面積	1,134.21㎡	
敷地面積	9,648.88㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「浜松」・遠鉄バス三島江之島線「南区役所」	

(11) 老人福祉センター可美荘

基本情報

施設種別	特A型	
所在地	南区増楽町1645-1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成4年7月	
開設年月	平成4年7月	
総延べ床面積	1,501.66㎡	
敷地面積	3,864.64㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	JR「高塚」・遠鉄バス浜名線「可美公園」	

(12) 老人福祉センター萩原荘

基本情報

施設種別	特A型	
所在地	北区初生町1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成3年3月	
開設年月	平成3年4月	
総延べ床面積	1,529.89㎡	
敷地面積	7,224.00㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	遠鉄「自動車学校前」・遠鉄バス山の手医大線・萩丘都田線「小豆餅北」	

(13) 浜北高齢者ふれあい福祉センター

基本情報

施設種別	A型	
所在地	浜北区小林1272-1	
開館時間	9:00-16:30	
竣工年月	平成11年7月	
開設年月	平成11年8月	
総延べ床面積	2,301.63㎡	
敷地面積	6,031.67㎡	
入浴設備	あり	
駐車場	あり	
管理手法	指定管理者：株式会社 ヤタロー（平成29年度～平成31年度）	
主な業務内容	生活相談、健康相談、教養の向上、レクリエーション及び老人クラブの援助等の実施	
最寄駅・バス停	遠鉄「遠州小林」・浜北コミュニティバス「ふれあい福祉センター」	

○ 用語解説

【 か行 】 (P6)

● 構造耐震指標 (Is 値)

建築物が保有する耐力を表す指標。耐震性能を4段階 (I a: 耐震性能が優れている、I b: 耐震性能が良い、II: 耐震性能がやや劣る、III: 耐震性能が劣る) にランク分けされる。

耐震性能を有するとされるのはランク I a 及び I b。

【 さ行 】

● 指定管理者制度 (P2)

住民サービスの向上と経費の削減等を目的として、公の施設の管理を市が指定する民間事業者等 (指定管理者) が行う制度。老人福祉センター等13施設のうち舞阪老人福祉センター、雄踏老人福祉会館さつき荘、雄踏老人福祉会館つつじ荘を除く10施設で導入している。

【 は行 】

● 浜松市行政経営諮問会議 (P2)

社会経済情勢の変化及び地方分権時代に対応する持続可能な都市経営の実現並びに市民、市民活動団体、事業者及び行政相互の信頼関係に基づく協働型都市経営の推進に資することを目的として設置された市の附属機関。(平成28年度末廃止)

● 浜松市公共施設等総合管理計画 (P2)

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成27年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための計画。

【 ら行 】

● 利用料金制 (P3)

「使用料」として市の歳入 (収入) としているものを、「利用料金」として指定管理者の収入とすることにより、サービス向上に向けた創意工夫を促すもの。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市老人福祉センター等のあり方見直し(案)
意見募集期間	平成30年12月17日(月)～平成31年1月15日(火)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 高齢者福祉課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

FAX : 053-458-4885

E-mail : kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成30年度浜北区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (実施予定事業の決定) 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成30年度の地域力向上事業・助成事業は、平成30年1月から募集を開始した（4月から二次募集中）。今回は11月に提出された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案 1件 採用 0件 不採用 1件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	藤本 正明	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度地域力向上事業提案内容

(単位:円)

■助成事業

予算額	既申請額	今回補助額	残額
3,700,000	3,141,000	0	559,000

※実施済事業は実績報告の決算額

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額(希望額)(円)	継続事業	行政推進会議検討結果
11	乳がん検診啓発セミナー 1回目	浜北商工会青年部	<p>聖隷保健事業部の調査によると、立地条件等もあるため一概に言えないが浜北区の乳がん検診受診者は浜松市内に7つある行政区のうち、6番目に少ない。</p> <p>当部の部員も乳がんにより家族を亡くしており、身近な問題である。</p> <p>本事業を開催し、乳がんについての知識や検診の必要性を周知することで浜北区民の乳がん検診の受診率を増やし、家族を失う悲しみを背負う人を一人でも多く減らしていくことを目的とする。</p>	<p>乳がん検診啓発セミナー</p> <p>※乳がん詳しい講師を招き、大切なことと理解しつつも仕事や育児の多忙さを理由に受診されていない女性やその家族に、乳がんについての理解を深めていただくことで検診に関する意識啓発を行う。</p> <p>【周知方法】 チラシ2,500枚(2,100枚は会員へ配布) (400枚は部員関係者等へ配布)</p> <p>【定員】100名</p>	185,600	<p>主なものは次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼(110,000円) ・チラシ(43,200円) ・会場使用料(32,400円) <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金(92,000円) ・自己資金(93,600円) 	92,000		<p>【不採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力向上事業として乳がん検診の受診実績を上げるためには、開催する時期や規模(会場・受講者数)、事業手法などの見直しが必要と考える。 ・事業の目的自体は、乳がん検診に関する啓発ということでは有益なものと考えられるが、独自性、浜北区らしさ等に疑問が残る。 ・当該事業の周知方法によると、参加者が開催団体の会員関係者に限定され、広く区民が利益を享受できる事業とはいえず公益性は低い。 ・講演会は医師会や病院、市など多くの機関が自主開催をされており目新しいものではないが、今回は身近に乳がんで死亡した人がいることを踏まえて開催しようとしているので、もっと特徴を出してほしい。また、市内に勤務する医師への謝礼はもう少しリサーチして適切な金額としてほしい。 ・本事業を通して、少しでも多くの方に乳がん検診の必要性が認知され、浜北区民の検診率の向上につながることを期待する。
				<p>時期 平成31年3月17日(日) 14時～15時30分</p>					
				<p>場所 ビラックス高園</p>					

区 協 議 会

区 分		<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項	
件 名		浜北平口スポーツ施設におけるネーミングライツパートナーについて	
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	浜北平口スポーツ施設のネーミングライツパートナーについて、次のとおり選定結果を報告するもの。		
対象の区協議会	浜北区協議会		
内 容	(1) 優先交渉権者 株式会社サーラコーポレーション (2) 提案愛称名 ・ 浜北総合体育館 サーラグリーンアリーナ ・ 浜北平口サッカー場 サーラグリーンフィールド ・ 浜北温水プール サーラグリーンアクア (3) 提案金額 2,500,000 円 (年額/税抜) (4) 契約期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日 (5 年間)		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	[今後の予定] ・ 平成 31 年 1 月～ 契約締結、準備及び周知期間 ・ 平成 31 年 4 月～ パートナー期間開始		
担当課	スポーツ振興課 浜北区まちづくり推進課	担当者	スポーツ振興課 一島 弘明 浜北まち課 長江 耕陽 電話 457-2421 浜北まち課 585-1220

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。